

# 重要事項説明書（訪問介護）

ヘルパーセンターせせらぎのご案内

## 1. 事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

- ・事業所名 ヘルパーセンターせせらぎ
- ・事業指定年月日 平成12年7月1日
- ・所在地 三原市本郷町船木3105-3
- ・電話番号 0848-86-6868
- ・管理者名 飯田 尚子
- ・介護保険事業所番号 3473900417

### (2) 目的と運営方針

要介護状態にある高齢者に対して介護保険法令の趣旨に従い、適正な介護を提供し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。

訪問介護の実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めたいと考えております。

### (3) 従事者の職種、員数及び職務内容

- |               |    |                    |
|---------------|----|--------------------|
| 〔常勤者〕 介護福祉士   | 1人 | （管理者、サービス提供責任者と兼務） |
| 介護福祉士         | 3人 | （サービス提供責任者と兼務）     |
| 介護福祉士         | 3人 |                    |
| 〔非常勤〕 介護福祉士   | 1人 |                    |
| 1級課程修了者       | 1人 |                    |
| 介護職員基礎研修過程修了者 | 1人 |                    |

\*サービス提供責任者は、訪問介護計画書を作成し、利用者又はその家族に説明し、同意を得た上で交付する。

\*訪問介護員は、訪問介護の提供にあたる。

### (4) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は次のとおりです。利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではありません。

- ①営業日 本事業所の営業日は、休業日である日曜日、国民の祝日  
12月31日～1月3日、8月15日を除く月曜日～土曜日とする。
- ②営業時間 8:30～17:30  
※ 利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではありません。
- ③サービス提供地域 三原市（久井・大和除く）

## 2. サービスの内容

### (身体介護)

起床・就寝介助・排泄介助・衣服の着脱・整容介助・身体の清潔・洗髪・入浴介助・食事介助・体位交換・服薬の管理支援・公共機関、タクシー等での通院介助・その他(生活援助)

調理・住居の掃除・洗濯・整理整頓・買い物・薬の受け取り・衣服の入れ替え等・その他

- ・「生活援助」は身体介護以外の掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助を指しますが、次のような行為は「生活援助」に含まれません。
  - ①商品の販売・農作業等の生業の援助的な行為。
  - ②接待、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為。
  - ③お酒、たばこ等の嗜好品の購入は含まれない。
- ・公共交通機関、一般のタクシーを利用する外出介助については、身体介護の移動介助サービスになります(同伴しての通院、買い物は出来ない)。
- ・介護予防サービスは身体介護・生活援助の区分なしに要支援の程度毎の月単位の定額費用でサービスを提供いたします。
  
- ・このサービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止となるよう、適切にサービスを提供します。
- ・サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かり易いように説明します。もしわからないことがあれば、いつでも担当職員にご質問下さい。
- ・職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその場で、お求め下さい。

## 3. サービス利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2～4人対応、もしくは1人対応あり)

### (2) 訪問介護員の交替

#### ①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当核訪問介護員が業務上不適当認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ①定められた業務以外の禁止

ご契約者は「2. サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者  
に依頼することは出来ません。

#### ②サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。  
但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮する  
ものとします。

#### ③備品等の使用

サービス実施のために必要となる備品等及び水道・ガス・電話等の費用は利用者  
にご負担いただきます。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が  
できない場合には、サービス内容の変更を行います。

その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を  
請求します。

### (5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の該当する行為は  
行いません。

#### ①医療行為又は医療補助行為

・水銀体温計、電子体温計などによる体温測定・自動血圧測定器による血圧測定・  
パルスオキシメータの装置・軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の処置・医薬品の使用  
の介助（軟膏塗布（褥そうの処置を除く。）、湿布、点眼薬、内服、座薬挿入、鼻腔粘  
膜への薬剤噴霧）・口腔内刷掃・耳垢の除去・ストーマ装具のパウチにたまった排  
泄物を捨てること（肌に密着したパウチの取替を除く。）・自己導尿カテーテルの  
準備、体位の保持・浣腸などを除きます。

#### ②利用者もしくはその家族等からの物品等の授受

#### ③利用者の家族等に対するサービスの提供

#### ④飲酒及び喫煙

#### ⑤利用者もしくは家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

#### ⑥その他利用者もしくは家族等に行う迷惑行為

#### 4. 情報提供の制限

利用者本人又はご家族・法定代理人以外への情報提供はできません。情報提供の請求には、本人又はご家族・法定代理人であることを証明する書類が必要です。

情報提供することで、本人や第三者の権利利益を害するおそれのある場合は、例外的にその全部又は一部について開示しない事があります。

本人の同意を得ずに情報の提供を行う例外的な場合は、①検査等の業務を委託する場合、②外部監査機関への情報提供、③あらかじめ特定の機関（病院等）と情報を共有することを利用者との間で取り決めている場合があります。

#### 5. 虐待の防止について（禁止行為）

サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

##### 禁止行為

- ① 従事者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 従事者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
- ③ 従事者に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

#### 6. 個人情報の保護について

当該事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めます。

- ① 当該事業所の従業員は介護保険等の規定に基づき、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当該事業所の従業員であったものは、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 当該事業所では利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ利用者もしくはご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

#### 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員（ケアマネージャー）等に連絡致します。

#### 8. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡致します。

## 9. サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

サービスの内容及び個人情報取り扱い等に苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご相談下さい。

常設相談窓口	電話番号	(0848) -86-6868
	FAX 番号	(0848) -86-6601
	担当者	飯田 尚子
	対応時間	月～金 8:30～17:30

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

三原市高齢者福祉課 介護保険係	所在地	三原市港町3丁目5番1号 高齢者福祉課
	電話番号	(0848) 67-6240
	対応時間	月～金 8:30～17:15 (土、日、祝日、年末年始休)
広島県国民健康保険団体連合会	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	(082) 554-0783
	利用時間	月～金 8:30～17:15 (土、日、祝日、年末年始休み)

## 10. 記録の保管について

用紙で保管する場合

- ・鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入管理します。
- ・保管期間はサービス提供終了から2年間、請求にかかる資料とその請求の根拠となる記録は5年間保管をします。
- ・記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付が本人及びご家族に限り可能です。
- ・保管期間が終了した書類については、シュレッダーにかけた上で破棄します。

## 11. 契約の解約、終了

- ・契約は有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の1ヶ月前までに解約を申し出てください。解約料は徴収致しません。
- ・事業者からの解約はやむを得ない場合のみとし1ヶ月以上の期間をおき理由を通知します。

## 1 2. 損害賠償

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

## 1 3. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

## 1 4. 利用料金

### (1) 基本料金

- ① 事業所利用料（介護保険制度では、利用時間によって利用料が異なります。以下は1回当たりの料金で、自己負担額はこの1割、又は2割、3割とする。）

ただし、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担になります。

- ② 等施設では、特定事業所加算（Ⅱ）届け出事業所のため、利用される基本単位1回につき、100分の10に相当する単位数が加算されます。

### 【訪問介護】

所 用 時 間	身体介護	身体1・生活1	生活援助
20分未満	1,790円		
30分未満	2,680円		
30分以上1時間未満	4,260円	3,400円	
1時間以上1時間30分未満	6,240円		
20分以上45分未満			1,970円
45分以上			2,420円

(R6. 4月改正)

(2) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払いは、訪問時又は事業所窓口・銀行振込にて、お願いいたします。利用申込み時にお選びください。

・事業所窓口にてご入金される場合 午前8時30分～午後5時30分
・現金書留の場合 〒729-0411 広島県三原市本郷町船木3105番3 ヘルパーセンターせせらぎ宛
・銀行振込の場合 振込先；広島銀行 本郷支店 普通預金 No.3105398 口座名義；医療法人 仁康会 <b>ヘルパーセンターせせらぎ</b> 理事長 <small>たにもとあつのり</small> 谷本雄謙

\*現金書留・振込入金をされる場合、必ずご利用者の方の氏名を明記してください。

※お支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらずお支払いいただけない場合には、契約を解約させていただくうえで、未払い分をお支払いいただきます。



# 重要事項説明書

(訪問介護)